

## 平成 27 年度第 3 回日本スポーツ少年団常任委員会 議事録

日 時 : 平成 27 年 11 月 9 日 (月) 14 時 00 分～16 時 00 分  
場 所 : 岸記念体育会館 2 階理事・監事室  
出 席 者 : 山井、井上、三屋の各副本部長、  
星、高山、緒方、河野、明比、土江、伊藤、望月、三和、岡本、宗像、工藤の  
各常任委員 計 15 名  
(欠席(委任)) 坂本本部長、佐藤、森村、河原、原、神谷、富田の各常任委員 計 7 名  
構成員の 2 分の 1 以上の出席【総数 22 名のうち出席 22 名(委任含む)】により会  
議成立(「日本スポーツ少年団設置規程」第 18 条第 3 項)  
(事務局) 河内事務局長、小林部長、菊地課長 少年団課員 7 名

坂本本部長が公務により欠席となったことから、設置規程第 10 条第 2 項及び第 18 条第 2 項に基づき、山井副本部長を議長とすることを確認。

役員改選後初めての常任委員会であるため、常任委員の自己紹介及び事務局職員紹介の後、山井副本部長を議長として、議事に入った。

### <議案>

#### (1) 平成 27 年度日本スポーツ少年団ブロック会議の開催について《資料No.1》

本年度のブロック会議は、平成 28 年度の事業計画・予算ならびに第 9 次育成 5 か年計画に加えて、第 10 次育成計画に関する内容を中心議題とし、全国 6 ブロック 6 会場で実施する旨を諮り、これを承認。

今後は主管県への開催協力依頼及び他道府県への開催案内を発信し、準備を進めていくこととした。

#### (2) スポーツ少年団登録者処分基準の策定及び関連規程・制度

(スポーツ少年団登録規程・指導者制度・リーダー制度)の改定について《資料No.2-1～7》

「スポーツ少年団登録者処分基準」については、5 月 30 日開催の平成 27 年度第 1 回日本スポーツ少年団委員総会以降、最終的な修正を加えた案について諮り、これを承認。

併せて、本処分基準の制定に伴い「スポーツ少年団登録規程」「日本スポーツ少年団指導者制度」「日本スポーツ少年団リーダー制度」の改定について諮り、これを承認。

また、日本スポーツ少年団が基本的な内容を示すこととして本処分基準に規定されている「再教育プログラム」の具体的な内容について、本委員会の前に開催した「青少年スポーツ振興プロジェクト」にて確認するとともに、今後、内容の変更等についても、同プロジェクトにて協議し決定することとした。

### <主な意見・要望>

- ・ 星 委 員 : 処分決定者は各級のスポーツ少年団(組織)、本部長(個人)のどちらに(東北)なるのか。
- ・ 事 務 局 : これまでと同じように、本部長名での処分とする。  
なお、日体協公認スポーツ指導者資格の処分にあたっては、日体協の会長名で対応している。

#### (3) 日本スポーツ少年団指導者協議会規程の改定について《資料No.3》

日本スポーツ少年団指導者協議会規程の改定について諮り、原案の通り平成 27 年 11 月 9 日付で改定施行することを承認。

<主な改定内容>

・（構成）第 4 条

改定前 協議会は都道府県スポーツ少年団の指導者協議会で構成する。

改定後 協議会は都道府県スポーツ少年団の指導者協議会等<sup>2</sup>で構成する。

・（規程の変更）第 10 条

改定前

この規程は全国協議会の合意を得たのち、日本スポーツ少年団常任委員会の承認を受けて変更することができる。

改定後

この規程は全国協議会の合意を得たのち、日本スポーツ少年団常任委員会の承認を受けて変更することができる。

ただし、関係する規程の変更に伴う条項番号等の修正に限っては、委員長の確認・了解の上で、全国協議会の合意を得ていなくとも、日本スポーツ少年団常任委員会の承認を受けて変更できることとし、変更した内容については、全国協議会へ報告するものとする。

**(4) 日本スポーツ少年団「第 10 次育成計画」作成方針について《資料No.4》**

「第 9 次育成 5 か年計画」が平成 28 年度で終了となることに伴う平成 29 年度以降の計画の策定にあたり、基本的な作成方針について諮り、原案の通り承認。

具体的な方針としては、「第 9 次育成 5 か年計画」が「スポーツ少年団の将来像」、スポーツ立国戦略及びスポーツ基本法、国が定める諸施策等を念頭においた内容であることを踏まえ、その達成状況に基づく項目の整理（終了、継続）と新たな取組み項目の追加を検討することが確認された。

<協議事項>

**(1) 東日本大震災の被災地におけるスポーツ少年団登録の特別措置の**

**平成 28 年度以降の取り扱いについて《資料No.5-1~2》**

平成 23 年度から被災 3 県（岩手県、宮城県、福島県）に対して実施している「見なし登録」の特別措置について、平成 28 年度の対応を協議した結果、登録手続きは再開するものの登録料の納入は免除とする方向性が確認された。

なお、平成 27 年度において登録手続きが実施されていない福島県の 3 町村（檜葉町、双葉町、川内村）の取扱いについては、平成 28 年 3 月までに福島県と協議・調整をした上で、3 月開催の常任委員会及び委員総会にて、平成 28 年度における特別措置の内容を付議することとした。

<主な意見・要望>

- ・ 明 比 委 員（四 国）： 県外へ避難しているスポーツ少年団登録者が、避難先でスポーツ少年団活動を行っている事例もあると思うが、実態を把握できるか。
- ・ 星 委 員（東 北）： 福島県の避難者は、県内外へ分散しているため、一括してスポーツ少年団登録などの現況調査をすることは難しい。また、「見なし登録」と実態とがかけ離れていることから、12 月の東北ブロック会議の際に、「見なし登録」に関する検討が必要であることを福島、岩手、宮城の 3 県で協議したいと考えている。

## (2) 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた

## スポーツ少年団の取組みについて《資料№6》

3 月開催の常任委員会において承認を得た 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けた、スポーツ少年団の取組みの基本的な考え方について、改めて内容を確認し、今後のとり進めについて協議を行った。

平成 27 年度中に作成することとなっている全体計画については、青少年スポーツ振興プロジェクトにおいて、既存の諸事業との連携を柱とした案を作成し、来年 3 月開催の本委員会において提示することが確認された。

## ＜主な意見・要望＞

- ・ 明 比 委 員 ( 四 国 ) : スポーツ少年団は 1964 年の東京オリンピック競技大会を契機に創設されたが、今後、新しい角度でスポーツ全般との関わりをもち、発展していければ良い。愛媛県では、再来年、国体を開催する予定であり、スポーツ少年団が総合開・閉会式入場行進の先導をする役割を担うなど、関わり方について検討している。  
国体に限らず、各競技での入場行進や、エスコートキッズをする機会を与えるなど、人間形成を図る機会を設けてはどうか。
- ・ 事 務 局 : ぜひ愛媛国体でスポーツ少年団を活用いただきたい。愛媛国体以降の開催県にも繋がっていけばよいと考えている。
- ・ 緒 方 委 員 ( 北 信 越 ) : スポーツ少年団においても、障がい者に特化した単位団が結成されている。再来年、新潟県では全国スポーツ少年大会を開催するが、大会の参加基準では「スポーツテスト 3 級以上」と定められており、障がい者の参加を困難にしている。障がい者の参加促進に向けた取組みについて、専門部会で議論いただきたい。
- ・ 事 務 局 : 全国スポーツ少年大会はリーダーの活動の場という趣旨で開催しており、全国から多数の参加者が集まり、異年齢集団の中で活動する。実際に障がい者を受け入れる場合は、運営側の対応が可能であることが第一であるため、開催県と協議しながら検討したい。
- ・ 三 和 委 員 ( 学 識 経 験 ) : 取組みの 4 つの柱の中で、スポーツ少年団と総合型地域スポーツクラブ（以下「総合型クラブ」）との連携について、地域では温度差があるのが実情である。連携について、どのように示していくかの議論は尽くされているのか。
- ・ 事 務 局 : 議論は尽くされているとは言えない。  
スポーツ少年団では、第 9 次育成 5 か年計画において「地域スポーツクラブとしての発展」という項目を設けて取り組んでいる。平成 21 年に示した「スポーツ少年団の将来像」では、これまでの理念に加え、「スポーツで人々をつなぎ、地域づくりに貢献する」という理念が追加された。スポーツ少年団の活動を通して、地域づくりに貢献し、コミュニティの核になるということである。  
総合型クラブにおいても、「スポーツによって地域コミュニティを創造する」という理念を掲げている。  
主となる年齢の対象は異なるが、基本的な考え方は同じである。少年団も創設時は、ドイツのスポーツクラブを手本とし、チームではなくクラブとして立ち上がった。現在は単一種目を実施する単位団が多いのが現状であるが、本来は、2 つ以上の競技・種目に慣れ親しみ、その後、専門の競技・種目に移っていくという考え方である。  
今回の取組みにおいて、「新たなスポーツクラブ像を示す」ことにあ

っては、スポーツ少年団・総合型クラブのいずれも、基本的な考え方は共通していることから、同じ目的をもって事業展開していくことが重要となる。地域によっては、スポーツ少年団と総合型クラブとで考え方が異なるところもあるが、日本体育協会から発信をし、取り組んでいく必要がある。地域スポーツ推進部はスポーツ少年団とともに総合型クラブ事業も管轄している。今後、地域スポーツクラブとして発展していくのであれば、総合型クラブの少年部門をスポーツ少年団が担うようなモデルを提示するなどの取組みができればよいと考えている。ご理解をいただきながら、検討していきたい。

- ・ 緒 方 委 員 ( 北 信 越 ) : スポーツ少年団と総合型クラブの連携にあたり、現場は非常に混乱している。  
かつてはスポーツ少年団に対して、行政が手厚くバックアップしていたが、市町村合併を機に行政のバックアップが少なくなってきた。総合型クラブの実態としては、人材も財政的な基盤もない。今年度は toto の助成が減額された。  
連携を推進することもいいが、県ではスポーツ少年団の担当者が総合型クラブの担当も兼務しているため、徐々にスポーツ少年団の方が手薄になっているのではないかと思う。  
スポーツ少年団と総合型クラブの連携は、リーダーや指導者の育成にもつながり、すばらしいが、独り立ちするまでは財政的・人的な支援や方向性を示す等がなければ、運営は難しい。
- ・ 事 務 局 : 新潟県以外からも同様のご意見をいただいている。市町村合併によって、スポーツ少年団の担当者や予算が削減されるなど、大きな打撃である。具体的な支援や将来像の提示を検討したい。
- ・ 緒 方 委 員 ( 北 信 越 ) : スポーツ少年団の指導者は家庭を犠牲に、ボランティアで頑張っている。講習会等に参加してスキルアップしている。人的資源の確保にむけ、スポーツ推進委員との調整は、日体協、文科省主導でしてほしい。学校ではクラブ活動ができないため、スポーツ少年団や総合型クラブで実施してほしいと言われても、指導者がいないのが現実である。
- ・ 事 務 局 : スポーツ推進委員については、全国スポーツ推進委員連合との連携も必要になると思うが、難しい部分がある。総合型クラブについては、全国で事業を展開しているものの、組織化されていない。日体協の事業の中で、スポーツ少年団と総合型クラブが一体となることを目指したい。地域でのスポーツ活動については、各団体がまとまって取り組むことが重要である。
- ・ 伊 藤 委 員 ( 学 識 経 験 ) : 今回の取組みと関連して、ユースキャンプのようなものを日独両国によるイベントとして開催してはどうか。  
なお、2020 年大会の開催時期には、多くの外国人が来日し、地方へ訪問した場合の対応等に、リーダーが関与することが予想され、日独同時交流の派遣団員の募集が厳しい状況が予想される。
- ・ 事 務 局 : ユースキャンプの開催について、ドイツ側から提案されている。  
日独同時交流については、2020 年大会の開催時期と重複する時期に、ドイツへ派遣できるか。また、受入についても、対応可能かを検討する必要がある。

**(3) スポーツ少年団団員減少に対する取組みについて《資料No.7》**

「第 9 次育成 5 か年計画」の一環である本取組みについては、平成 14 年度から平成 26 年度までの登録に関するデータを二次分析するとともに、関係者へのヒアリング調査等を実施し、都道府県や競技種目からみた登録状況の推移の特徴を明らかにすることを説明した上で、現時点でのデータ分析結果の概要を報告し、今後予定されている関係者のヒアリング等について協議を行った。

今後は、データに基づく分析結果をさらに掘り下げて分析するため、日本スポーツ少年団の各専門部会員、都道府県本部長、競技団体などの有識者へのヒアリングと、市区町村スポーツ少年団、競技団体等を対象とした事例調査を実施していくことが確認された。

**<主な意見・要望>**

- ・ 望 月 委 員 : スポーツ活動に参加する子どもの数については、中学校や高校の運動部（学識経験）活動の参加率は上昇しており、増加傾向である。団員の減少については、子ども達とスポーツ少年団の在り方との関係に問題があると考えられる。競技団体ごとに困り込みが起こっているため、スポーツ少年団に入っていることのメリットをいかに打ち出すかが課題である。

**<報告事項>****(1) 平成 27 年度第 2 回日本スポーツ少年団常任委員会及び****第 1 回日本スポーツ少年団委員総会の議事録について《資料No.8-1~2》**

議長から資料に基づき報告。

**(2) 平成 28 年度日本スポーツ少年団要望予算の編成について《資料なし》**

平成 27 年度第 2 回常任委員会及び第 1 回委員総会にて坂本本部長に一任としていた本件については、日本体育協会が各補助先・助成先に要望書を提出し、調整を図っているため、3 月開催の第 4 回常任委員会および第 2 回委員総会にて諮る旨を報告。

**(3) 平成 27 年度スポーツ少年団登録状況について《資料No.9》**

各都道府県でのデータ入力作業の結果を受けた第 1 次集計を行い、現段階での団数、団員数、指導者数を報告。

なお、東日本大震災に係る「見なし登録」の特別措置を講じた岩手県 12 市町村、宮城県 13 市町村および 2 地区、福島県 10 市町村および 2 地区については、平成 22 年度の登録数であること、また、最終的な登録数は、別途報告することを併せて報告。

**<主な意見・要望>**

- ・ 河 野 委 員 : 登録規程では団設置について、有資格指導者 2 名、団員 10 名以上としている。（近畿）また、団員については年齢の上限を定めていない。Web 登録においては、有資格指導者の登録人数によって、登録ができない仕様になっているのか。
- ・ 事 務 局 : Web 登録をするにあたって、1 名でも登録申請はできる仕様になっている。また、有資格指導者が 1 名でも当該年に認定員資格を取得すれば特例として登録を認める内規を設けている。
- ・ 河 野 委 員 : 平成 28 年度の時点で 1 名であっても特例で認められた団について、平成 29 年度も 1 名であった場合、登録できないようなシステムになっているのか。大阪市では有資格指導者 2 名以上については、厳格に運用している。また、団員が 10 名以下の単位団の数を知りたい。

- ・ 事 務 局 : 都道府県の内情を考慮し、団登録についての判断は都道府県に任せている。
- ・ 河 野 委 員 : 団員の年齢については、将来的なことを考慮して上限を定めていないの( 近 畿 ) か。
- ・ 事 務 局 : 年齢の上限は定めていない。  
なお、団員については、当初は中学生を中心に小学生や高校生の登録も認めていたが、現在では小学生がほとんどになった。わずかではあるが大学生以上の団員もいる。
- ・ 河 野 委 員 : 登録については、どこかで制限を設けることが必要である。登録システムもわかりやすくしていただきたい。
- ・ 三 和 委 員 : 有資格指導者は、活動時にけが人が出たときの対応のためや、子どもの( 学 識 経 験 ) ためにも最低 2 名は必要だと思う。
- ・ 伊 藤 委 員 : 静岡県では、複数有資格者配置を先行して導入した。新規登録団は、有資格指導者がいない場合が多いため、該当の指導者については、いつの認定員養成講習会に参加するか確認を行っている。また、有資格指導者が既に複数配置されている団でも、有資格指導者の転勤等により、有資格指導者が 1 名となった場合でも登録を受け、新規に資格を取得する者の確認を行うケースもある。  
4 年くらい運用している中で、一部の団では有資格者を複数配置ができていない団もある。  
登録に関連した問題としては、施設利用等で優遇されるなどのメリットを得ることを目的に、実際の活動は 30 数名であっても、スポーツ少年団として登録するのは 6 年生の 10 名程度のみという単位団も存在する。  
有資格指導者の複数配置については、それぞれの都道府県・市町村の内情にあわせて運用すべきではないか。複数配置のできなかった団の登録を翌年から行わないとなると、仲間が減ってしまうと思う。
- ・ 土 江 委 員 : 最終的には、都道府県の判断に委ねるとのことか。( 九 州 )
- ・ 事 務 局 : ルールをそれぞれが決めるのではなく、メンバーシップ制でスポーツ少年団を支えていくということが基本の考え方となる。子どもがスポーツをする環境を提供するためにも、時代にあわせて有資格指導者の複数配置に対応いただきたい。
- ・ 河 野 委 員 : スポーツ少年団の指導者登録には無資格と有資格の 2 種類あるが、現行のままでいいのか。地域で認められない、総合型クラブに発展していかない等は、それに起因するのではないか。  
有資格指導者の複数配置については、内規の通り取扱うことは良いが、より厳格に運用していただきたい。
- ・ 事 務 局 : 指導者協議会からもご意見いただいているが、全ての指導者が有資格者となることが最終的な目標だと思う。
- ・ 議 長 : Web 登録については、様々な問題があると思うが、随時修正等をして対応していただきたい。( 山井副本部長 )

#### (4) 平成 27 年度日本スポーツ少年団 7 月以降の諸事業の終了について《資料No.10》

シニア・リーダースクールをはじめとする 7 月以降に実施した諸事業について、いずれも所期の目的を果たし、終了したことを報告。

また、8 月上旬に宮城県で開催した「第 53 回全国スポーツ少年大会」ならびに徳島県で開催した「第 37 回全国スポーツ少年団軟式野球交流大会」の終了に伴い、「日本スポーツ少年団顕彰要綱第 3 条第 4 項」に基づき、8 団体に対し、坂本本部長名にて感謝状を贈呈したことを報告。

**(5) 第 38 回全国スポーツ少年団剣道交流大会及び**

**第 13 回全国スポーツ少年団バレーボール交流大会の開催について《資料No.11-1～2》**

来年 3 月下旬に開催する第 38 回全国スポーツ少年団剣道交流大会、第 13 回全国スポーツ少年団バレーボール交流大会の開催地である鹿児島県及び福岡県において第 1 回の実行委員会が開催され、大会実施要項等が承認されたことから、都道府県スポーツ少年団宛に実施要項を送付し、参加者の推薦依頼を行った旨を報告。

**(6) 平成 27 年度「ジュニアスポーツの育成と安全・安心フォーラム」の開催について**

**《資料No.12》**

本年度は「2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を機に今後のスポーツによる青少年の健全育成について考える」をテーマとして、12 月 6 日（日）に大阪府において開催する旨を報告。

**(7) 文部科学大臣表彰（生涯スポーツ功労者・社会教育功労者表彰）について《資料No.13》**

生涯スポーツ功労者については、日本スポーツ少年団登録指導者 8 名を推薦した結果、文部科学省において、同功労者として決定し、10 月 9 日に表彰式が行われた旨を報告（本会推薦の 8 名以外に都道府県教育委員会から推薦された方のうち、スポーツ少年団関係者 4 名が生涯スポーツ功労者として、単位スポーツ少年団 13 団及び市スポーツ少年団 4 団が生涯スポーツ優良団体として表彰された）。

また、文部科学省が公募を行った社会教育功労者については、第 2 回常任委員会において推薦の取り進めを坂本本部長一任としていたが、推薦基準を満たす対象者がいなかったため、本年度は推薦を見送った旨を報告。

**(8) 日独スポーツ少年団国際交流協定書の締結について《資料No.14》**

去る 8 月 11 日、第 42 回日独スポーツ少年団同時交流のドイツ団受入時に坂本本部長、ドイツスポーツユースのインゴ＝ヴァイス本部長出席のもと調印式が行われ、平成 28 年から平成 33 年までの日独スポーツ少年団同時交流及び日独スポーツ少年団指導者交流等の事業を継続するため、日独スポーツ少年団国際交流協定書を締結したことを報告。

**(9) 専門部会及びプロジェクト等の編成及び協議内容報告について《資料No.15》**

各専門部会及びプロジェクト等の編成について確認するとともに、各々の進捗状況について資料に基づき報告。

**【指導育成部会】**

**①第 9 次育成 5 か年計画について**

所管事項の進捗状況の確認と部会員それぞれの担当項目を決定。

**②第 10 次育成計画について（議案項目のため、報告を省略。）**

**③スポーツ少年団認定育成員資格の新規認定及び資格の復活について**

新規認定の推薦者 11 名及び復活申請者 3 名について協議し、承認。

【広報普及部会】

①第 9 次育成 5 か年計画について

所管事項の進捗状況の確認と部会員それぞれの担当項目を決定。

②第 10 次育成計画について（議案項目のため、報告を省略。）

【活動開発部会】

①第 9 次育成 5 か年計画について

所管事項の進捗状況の確認と部会員それぞれの担当項目を決定。

②第 10 次育成計画について（議案項目のため、報告を省略。）

③スポーツ少年団国際交流事業について

ドイツスポーツユーгентとの指導者交流（10 月 25 日から 11 月 2 日実施）時の協議会の内容と諸準備について、事前に確認。

日独スポーツ少年団同時交流の日本派遣団が定員 125 名を満たせていない状況が続いているため、新たに各道府県本部長の特別推薦による参加について検討し、平成 28 年度からの適用を確認（本件については部会後も条件、文言を整理）。

④全国スポーツ少年団剣道交流大会のチーム編成について

チーム編成をする際の考え方について確認。

【スポーツ安全対策プロジェクト】

①平成 27 年度ジュニアスポーツの育成と安全・安心フォーラムについて

内容や講演者の候補等について協議。

【リーダー養成ワーキンググループ】

①平成 27 年度全国スポーツ少年団リーダー連絡会について

都道府県の事務担当者及び、リーダー会に団員を輩出している団の代表指導者を対象に行ったアンケート結果を踏まえた事業の進め方等について協議。

②平成 27 年度シニア・リーダースクールのスクーリングの終了及び次年度に向けた課題の検討について

資格認定に関する評価方法の確認と、次年度のスクーリング内容における課題や改善点等について協議。

【幼児期からのアクティブ・チャイルド・プログラム普及ワーキンググループ】

全国的に同プログラムを普及するための普及講習会の実施に向けて協議（平成 27 年度は 11 月 23 日を皮切りに、平成 28 年 3 月までに全国 13 会場で実施）。

パソコンやスマートフォンでも閲覧できるデジタルコンテンツの充実や、平成 28 年度からの実施を予定している「講師講習会」等について協議。

(10) ブロック報告について《資料なし》

特になし。

以上、全ての報告事項について、いずれも了承。

<その他>

今後の会議開催予定（平成 27 年度第 4 回常任委員会、第 2 回委員総会）《資料No.16》

以上、16 時終了。